



福岡県日赤紺綬会

加入のご案内



ごあいさつ

福岡県日赤紺綬会
会長 酒見 俊夫

平素より赤十字事業に対する格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

現在、世界では、紛争により住居や故郷を失い、避難民としての生活を余儀なくされている人々、トルコ・シリア地震のように激甚な自然災害によって日常の生活を送れない人々などが、いのちをつなぐための支援を必要としています。世界192の国と地域に組織されている赤十字社は、世界最大級のネットワークを生かして、世界中で人道支援活動に従事されています。

また、日本国内では、1877年（明治10年）の西南戦争の折に、佐賀県出身の佐野常民が両軍の傷病者を救護する「人道・博愛」の想いを行動に移したことを契機に設立された「博愛社」が前身となって日本赤十字社が誕生し、以来、変わることなく人間のいのちと健康、人間の尊厳を守る活動を展開されています。

福岡県日赤紺綬会は、赤十字活動を通じて人類の福祉の増進に寄与する目的で1959年（昭和34年）11月に全国に先駆けて結成された「赤十字支援団体（任意団体）」です。

2020年初頭から続くCOVID-19によるパンデミック、2022年2月に勃発したウクライナ人道危機、さらにこの間も繰り返し襲ってくる自然災害など、日本赤十字社は総力を挙げてその対応に取り組まれており、多くの国民（県民）が赤十字活動の必要性和継続性を求めていると思います。日本赤十字社は国民（県民）から拠出される活動資金（寄付金）を唯一の財源として支えられている民間の救護団体です。本会は設立以来、県内の赤十字活動を財政面から支え続けています。

これからも、人間のいのちと健康、人間の尊厳を守る赤十字事業に物心両面から支援を続けて参りますので、本会の活動の趣旨をお汲み取りの上、赤十字支援の輪を広げる本会の趣旨にご賛同いただき、福岡県日赤紺綬会のご加入を賜りますようお願い申し上げます。

福岡県日赤紺綬会のはじまり



小倉北区役所前の記念碑

昭和34年4月、当時の小倉市（現在の北九州市小倉北区）において、紺綬褒章を受章された方々のご発意によって発足した「紺綬会」。これがもととなり、「福岡県日赤紺綬会」が誕生しました。

折りしもこの年は、赤十字思想誕生から100年目を迎える節目の年であり、赤十字の人道的任务に協力しようとした先駆者の熱い思いが同会の結成につながりました。

やがて、同様の組織によって赤十字を支援しようというこの動きが全国に広がりました。今日では会員数は全国最多であり、日頃から赤十字活動に対する強いご支援をいただいております。

福岡県日赤紺綬会の行事

常任委員会

年に数回の常任委員会を開催し、紺綬会会員の増強や総会行事等について協議します。

会報

毎年2回、会報を発行し、総会のお知らせや会員の現況報告などを行っております。

総会

毎年、日本赤十字社役員のご臨席を賜り、総会を開催しております。総会行事の主な内容は次のとおりです。

有功章のご授与……………日本赤十字社名誉副総裁宮妃殿下
日本赤十字社感謝状の贈呈……………日本赤十字社社長
紺綬褒章・飾版・褒状の伝達……………福岡県知事
厚生労働大臣感謝状の伝達……………日本赤十字社福岡県支部長
会員幹旋功労感謝状の贈呈……………福岡県日赤紺綬会会長
など

午さん会(ご昼食会)の開催

福岡県日赤紺綬会総会終了後に午さん会(ご昼食会)を開催いたします。午さん会(ご昼食会)にご出席いただく方は次のとおりです。

- ・日本赤十字社名誉副総裁宮妃殿下
- ・日本赤十字社役員及び日本赤十字社福岡県支部名誉職
- ・福岡県日赤紺綬会の役員
- ・福岡県日赤紺綬会総会の受章(彰)対象者の中で、総会に出席される方

福岡県日赤紺綬会総会 最近10か年の開催状況



行事名など	開催日	開催場所	臨席者	会長／副会長	総会開催時の会員数
第53回総会	平成24.12.18	アクロス福岡	日本赤十字社 社長 近衛忠輝	平山良明 芳賀晟壽	2,961人
第54回総会	平成25.11.13	ヒルトン福岡シーホーク	日本赤十字社 名誉副総裁 秋篠宮妃殿下 日本赤十字社 副社長 大塚義治	田中優次 芳賀晟壽 平野比佐志	2,958人
第55回 創立55周年記念総会	平成26.11.14	ヒルトン福岡シーホーク	日本赤十字社 名誉副総裁 常陸宮妃殿下 日本赤十字社 副社長 大塚義治	田中優次 芳賀晟壽 平野比佐志	2,925人
第56回総会	平成27.11.18	リーガロイヤルホテル小倉	日本赤十字社 社長 近衛忠輝	田中優次 芳賀晟壽 平野比佐志	2,889人
第57回総会	平成28.11.30	ホテル日航福岡	日本赤十字社 社長 近衛忠輝	田中優次 芳賀晟壽	2,889人
第58回総会	平成29.11.15	ヒルトン福岡シーホーク	日本赤十字社 副社長 大塚義治	田中優次 芳賀晟壽	2,790人
福岡県支部創立130周年 記念赤十字大会 第59回総会	平成30.11.15	ヒルトン福岡シーホーク	日本赤十字社 副社長 大塚義治	田中優次 北原明彦 山地正樹	2,728人
第60回 創立60周年記念総会	令和 1.12.18	リーガロイヤルホテル小倉	日本赤十字社 名誉副総裁 寛仁親王妃信子殿下 日本赤十字社 社長 大塚義治	田中優次 北原明彦 山地正樹	2,705人
第61回総会	令和 3.11. 5	のがみプレジデントホテル	日本赤十字社 名誉副総裁 寛仁親王妃信子殿下 日本赤十字社 社長 大塚義治	酒見俊夫 北原明彦 山地正樹	2,659人
第62回総会	令和 4.12.16	電気ビルみらいホール	日本赤十字社 社長 清家 篤	酒見俊夫 北原明彦 山地正樹	2,624人

※令和2年における総会は、新型コロナウイルス感染症の影響により翌年に延期となりました。



表彰一覧表

日赤の表彰	
区分	活動資金額
銀色有功章  (個人)  (法人)	200,000円以上(500,000円未満)
金色有功章  (個人)  (法人)	500,000円以上
日本赤十字社感謝状 	金色有功章受章後、再度50万円以上の協力があつたとき

国の表彰			
区分	基準額	納入方法	※決定
厚生労働大臣感謝状 	個人 100万円以上 (500万円未満)	同一年度内(4月から翌年3月まで)の分納が認められる。	本社内申後 6か月程度
	法人・団体 300万円以上 (1,000万円未満)		
紺綬褒章飾版・褒状 	個人 500万円以上	平成29年4月から分納期限の制限(3年間)が廃止されました。分納を希望される場合は初回協力時に分納の申し出が必要となります。	申請後 6か月から 1年程度
	法人・団体 1,000万円以上		

備考

上記の厚生労働大臣感謝状及び紺綬褒章・飾版・褒状については、国の表彰のため、当支部から表彰の申請手続きをいたします。

原則として、個人または法人で一時又は累計で500,000円以上を寄付された場合(累計の場合、1回の納入金額は10万円以上)、高額社資協力者で結成する福岡県日赤紺綬会へ加入することができます。

※決定とは国が授与の可否について判断することをいい、表彰物件を受章(彰)者にお渡しが可能となる期間ではありません。受章(彰)者に表彰物件をお渡しできるようになるまでには、決定後さらに数か月を要します。

赤十字に対する寄付金等に適用される 税法上の優遇措置

《個人》

特定寄付金 (所得税法第78条第2項第3号)

寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の40%まで)から2,000円を差し引いた額が寄付者の年間所得総額等から控除されます。

例えば、年間課税所得金額が500万円の個人が日本赤十字社福岡県支部に50万円寄付をした場合の所得控除額及び減税金額(還付金額)は、次のとおりとなります。

- ① 500,000円(寄付金額) - 2,000円 = 498,000円(所得控除額)
- ② 課税所得金額による税率 20%
- ③ 498,000円 × 20% = 99,600円……減税金額(還付金額)
- ④ 500,000円の寄付を行った場合、99,600円が還付されますので、実質的な寄付金額は500,000円 - 99,600円 = 400,400円となります。

(平成27年1月税率改正)

課税所得金額	税率	課税所得金額	税率
195万円未満	5%	900万円以上 1,800万円未満	33%
195万円以上 330万円未満	10%	1,800万円以上 4,000万円未満	40%
330万円以上 695万円未満	20%	4,000万円以上	45%
695万円以上 900万円未満	23%		

上記表は目安の数字です。特別減税等で最終的に税率は異なる場合があります。正確な税率については、所轄の税務署や税務相談室にお問い合わせください。

赤十字に対する寄付金等に適用される 税法上の優遇措置

《法人》

指定寄付金 (法人税法第37条第3項第2号に基づく財務省告示・毎年告示)

財務大臣の指定を受けた日本赤十字社の事業に対するご寄付で、毎月4月～9月の期間中にご寄付いただいた場合にのみ優遇措置が適用されます。法人の有する通常の損金算入限度額にかかわらず寄付額の全額損金算入されます。

なお、募集額及び寄付金額に制限がありますので、詳細は本県支部組織振興課にお問い合わせください。

損金算入限度額特例扱寄付金 (法人税法第37条第4項)

ご寄付される期間の定めはありません。通常、日本赤十字社に対するご寄付は「損金算入限度額特例扱寄付金」となります。

法人の通常有する寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した損金算入限度額を損金として算入することができます。

福岡県日赤紺綬会加入の 取扱い等について

(平成30年4月1日改正)

1. 福岡県日赤紺綬会加入の取扱いについて

日本赤十字社福岡県支部に対し、活動資金として一時又は累計で50万円以上を寄付して金色有功章の表彰を受けるとき、福岡県日赤紺綬会に加入できるものとする。

ただし、累計の場合、1回の納入金額は10万円以上とする。

2. 幹旋功労表彰について

- (1) 福岡県日赤紺綬会表彰基準第3条(1)号により金色有功章受章者である紺綬会会員を2名以上幹旋した会員に幹旋功労感謝状を贈る。
- (2) 銀色有功章受章者を5名以上幹旋した会員は紺綬会会員2名以上幹旋したものとして幹旋功労感謝状を贈る。
- (3) 紺綬会会員累計100名以上を幹旋した会員に楯型の金色有功章を贈る。
- (4) 紺綬会会員累計60名以上を幹旋した会員に銀色有功章を贈る。

3. 銀色有功章受章者の表彰について

- (1) 銀色有功章(一時に10万円以上かつ累計20万円以上50万円未満)受章者の表彰については、当面の間、紺綬会総会の席上で表彰する。
- (2) 上記の銀色有功章受章者は会員外として表彰者名簿に掲載する。

福岡県日赤紺綬会会則

第1条 本会は福岡県日赤紺綬会と称する。

第2条 本会の事務所は日本赤十字社(以下「日赤」という。)福岡県支部事務局に置く。

第3条 本会は次の者をもって組織する。

- (1)日赤に多額の活動資金を醸出し紺綬褒章または飾版の下賜を受けた本県在住者
- (2)日赤に多額の活動資金を醸出し金色有功章の授与を受けた本県在住者
- (3)日赤に対し、前各号に相当する功績があった本県在住者または同じく本県所在の法人代表者
- (4)日赤福岡県支部に対し前各号に相当する功績があった県外在住者または県外所在法人の代表者

第4条 前条に該当する者は入会の申込によって会員となる。

第5条 会員は胸間に常時会員章(バッヂ)を佩用する。

第6条 本会の目的は次の通りとする。

- (1)会員相互の親睦を図る。
- (2)赤十字の人道的任務を会員の総合力をもって支援し赤十字事業を通じて人類福祉の増進に寄与する。

第7条 本会に役員として会長1人、副会長2人以内、常任委員若干名を置く。

第8条 会長は本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐して会務を掌理し、会長に事故あるときはその任務を代行する。

3 常任委員は会長の諮問にこたえ、または意見を述べる。

第9条 会長、副会長、常任委員は会員の中から互選する。

第10条 役員は任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠選出で就任した役員は前任者の残任期間とする。

福岡県日赤紺綬会会則

第11条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は常任委員の推薦によって会長がこれを委嘱し重要な事項について会長の諮問に応える。

第12条 本会に幹事1人、書記若干名を置く。

2 幹事は本会庶務を掌るものとし日赤福岡県支部事務局長をもってこれにあてる。

3 書記は幹事の命を受け本会の事務に従事するものとし日赤福岡県支部事務局職員をもってこれにあてる。

第13条 本会は第6条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1)毎年1回以上総会を開催する。
- (2)適時日赤福岡県支部に主要業務の現況報告を求める。
- (3)会員は赤十字に対する理解を一段と深めることにつとめ赤十字事業の伸展に協力する。
- (4)会員は自らまたは他と協力して新規会員(法人を含む)を勧誘し、会員の増加を図って本会をして赤十字の有力な協力体たらしめる。

第14条 本会の経費は会員の醸出する会費及び寄附金をもってこれにあてる。

附則

1 本会は政治上の候補者を支援または推薦してはならない。

2 本会の如何なる会合の席においても政治、或いは政治上の候補者に対する討議をしてはならない。

3 本会役員及び会員は本会を個人的、政治的、その他本則第6条の目的以外に利用してはならない。

地方日赤紺綬会(支会)結成現況

(令和5年3月31日現在)

名称	現在 会員数	結成年月日	会長
久留米市日赤紺綬会	65	昭和62.4.30	北原明彦
北九州市門司区	46	昭和48.8.22	
北九州市小倉北区	196	昭和34.11.30	山地正樹
北九州市小倉南区	175	昭和51.3.24	北原正利
北九州市若松区	226	昭和41.4.26	大石紀代子
北九州市八幡東区	115	昭和40.12.19	高宮俊諦
北九州市八幡西区	189	昭和50.6.11	有田政敏
北九州市戸畑区	52	昭和43.7.25	日向祥剛
柳川地区	7	昭和41.7.20	
田川市	13	昭和53.10.13	
筑後市	6	昭和52.9.6	
朝倉市	27	昭和43.10.8	
豊前市	11	昭和52.11.22	田北信行
中間市	37	昭和46.11.21	佐々木進
鞍手地区	46	昭和52.6.25	石橋康宣
鞍手町	14	昭和53.5.1	松原龍成
嘉 飯	159	昭和41.6.19	澁田繁晴
大川・大木地区	69	平成元.1.26	津村洋一郎

(令和5年3月31日現在)

赤十字のおこり

1859年、スイス人のアンリー・デュナンは、イタリア統一戦争の激戦地で、戦野に放置されている傷病兵の悲惨な有様を目のあたりにして、人間として「尊い生命を救わなければならない」との信念に燃え、人々に協力を呼びかけ、傷病兵の救援活動にあたりました。この青年の呼びかけで、1863年に赤十字が誕生しました。

1877年(明治10年)の西南戦争では、多くの兵士が傷つき倒れました。このとき、元老院議員であった佐野常民はアンリー・デュナンと同じ考えで、「博愛社」という救護団体をつくり、敵味方の区別なく傷病兵の救護にあたりました。こうして日本赤十字社は生まれました。



アンリー・デュナン



佐野 常民



ソルフェリーノの戦い

日本赤十字社の9つの事業

災害救護活動

災害現場での医療救護や救護物資の配布などを行います。

県内では救護班16班(※)、救護員数は974名(※)を登録、救護訓練や研修会などを実施し、救護能力の向上を図っています。



救急法等の講習

「救急法」、水の事故から身を守り、人命を守る「水上安全法」、子どもに起こりやすい事故の予防と応急手当を学ぶ「幼児安全法」のほか、「健康生活支援講習」、「雪上安全法」の5つの講習会を実施しています。



国際活動

世界192の国と地域に広がる赤十字社・赤新月社のネットワークを活かし、海外での紛争の犠牲者や地震や風水害などの自然災害の被災者を救援します。



(※…令和5年3月31日現在)

日本赤十字社の9つの事業

赤十字奉仕団の養成

県内には地域赤十字奉仕団31団6,452名(※)、特殊赤十字奉仕団20団1,117名(※)、青年赤十字奉仕団2団53名(※)の赤十字ボランティアが、それぞれの特色を生かした奉仕活動を実践しています。



看護師等の養成

災害救護にも従事できる資質の高い看護師の養成を行っています。宗像市にある「日本赤十字九州国際看護大学」では、医療・保健・福祉の分野で活躍できる高度な技術と国際性を兼ね備えた人材を養成しています。



青少年赤十字活動

日常生活の中で人道を理解し、活動を通して自分の価値観を高めていくことをめざしています。県内では398校(※)が加盟し、150,035名(※)のメンバーが活動に参加しています。



(※…令和5年3月31日現在)

日本赤十字社の9つの事業

医療事業

県内には福岡赤十字病院（福岡市南区）、今津赤十字病院（福岡市西区）、嘉麻赤十字病院（嘉麻市）があり、地域のニーズに対応した県民に愛される病院づくりに取り組むとともに、災害が発生した際は、医師や看護師などを派遣しています。



血液事業

県内では、5つの献血ルームで主に成分献血を、献血バスでは400ml献血を行っております。より品質の高い安全な血液を安定的に供給できるように努めています。



社会福祉事業

県内では大寿園（福岡市西区）、豊寿園（北九州市門司区）、やすらぎの郷（糟屋郡志免町）の3つの特別養護老人ホームを運営しています。利用者の個々の介護度やニーズに応じた専門的で質の高い介護サービスを提供しています。



赤十字の基本原則

人道

あらゆる状況下において人間の苦痛を予防し軽減することに、国際的及び国内的に努力する。

その目的は生命と健康を守り、人間の尊厳を確保することにある。

公平

赤十字は、国籍・人種・宗教・社会的地位または政治上の意見によるいかなる差別もしない。

中立

戦闘行為の時いづれの側にも加わることを控え、いかなる場合にも、政治的・人種的・宗教的、または思想的性格の紛争には参加しない。

独立

赤十字は独立である。その国の政府の人道的事業の補助者であり、その国の法律には従うが、常に赤十字の諸原則に従って行動できるよう、その自主性を保たなければならない。

奉仕

赤十字は利益を求めない奉仕的救護組織である。

単一

いかなる国にもただ一つの赤十字社しかありえない。すべての人に門戸を開き、その国の全領土にわたって人道的事業を行わなければならない。

世界性

赤十字は世界的機構であり、その中においてすべての赤十字は同等の権利を持ち、相互援助の義務を持つ。



福岡県日赤紺綬会事務局

〒815-8503 福岡県福岡市南区大楠3-1-1

日本赤十字社福岡県支部 組織振興課

TEL : 092-523-1173 (直通)

FAX : 092-521-2552

E-mail : shinkou@fukuoka.jrc.or.jp